

保 管 依 頼 書

平成 年 月 日

新 宿 区 長 殿

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、新宿区に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、新宿区が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第 _____ 号

整理番号 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。